

平成 26 年 1 2 月議会一般質問 悪臭対策の進捗確認

本年 3 月議会において『市の悪臭規制区域は、合併前の状況をそのまま現在に引き継いでおり、旧国分市及び旧隼人町の都市計画区域の用途地域以外と旧霧島町は悪臭防止規制区域ではない。市の全域的な規制地域及び規制基準の見直しを行うことにしている。多様化する悪臭苦情や複合臭などへの対応が困難なこともあり、「におい」の強さを人間の鼻で嗅ぐことにより評価し、一定の方法で数値化したもので規制を行う臭気指数規制への変更についても、検討する』との答弁があり、市長は『よく係りの者とも語らいながら、スピード感を持って対処することを約束する』と答弁した。スピード感を持って対処された結果、及び今後の見通しについて伺う。

事業活動に伴って発生する臭気について必要な規制を行うことは、住民の生活環境を保全する上で重要である一方、様々な事業活動に及ぼす影響についても配慮が必要とされる。このような中、霧島市における臭気対策については、合併前の旧市町から引き継がれた規制地域及び規制方法を用い、現在まで対応しているが、昨今の臭気に関わる相談内容を見ると、発生業種の多様化傾向が見受けられることから、あらゆる臭いに対応できる臭気指数規制の導入が必要であると考えている。

これまでに臭気指数規制先進地研修を実施したほか、3月議会以降、本年6月から10月末までの市内事業場の臭気実態調査及びこれに基づく庁内関係課による臭気指数規制導入検討会議を2回実施した。11月26日には霧島市環境対策審議会へ「規制地域変更案及び臭気指数規制導入」に関し諮問するなど、導入に向けた手続きを進めており、更に、今月上旬からパブリックコメントや事業者説明会等を実施することとした。

併せて、観光立市霧島市として、臭気を含めた環境問題にも積極的に取り組んでいるというメッセージも発信できるよう、平成27年度中の規制地域の変更及び臭気指数規制の導入を目指し、鋭意努力している。

Q：事業者説明会を実施すると答弁があった。対象事業者は？

A：『昨今の臭気に関わる相談内容を見ると、発生業種の多様化傾向が見受けられる』と答弁した。食品製造業、飲食店などの苦情が見られる。商工業を中心とした事業者への説明を検討している。

Q：23 事業者の調査を行うと聞いていた。どのような結果であったか？

A：夏場、冬場の 2 回、臭気の実態調査を行った。夏冬で基準を超えている事業所は異なる傾向がある。

Q：臭気の基準を超えたとは、従来の臭気物質を特定した結果か？

A：実態調査は臭気指数による測定である。

Q：臭気指数規制の導入を目指すとのことであるが、臭気の苦情のある事業所の現状を容認する規制になるのか？ 地域住民から寄せられた苦情に対し、無臭、又は臭気緩和を目指すのか？

A：これまでは濃度規制であった。22 臭気物質の濃度測定では該当しない状況があった。人間の嗅覚と特定 22 物質以外のものでも測定が必要、人間の嗅覚を用いた規制が必要ということで、臭気指数規制を導入する。大方の人が臭いと感じるものについては 6 名の臭気判定士の元で臭気の判定を行い、はっきりした数値が出る。数値に対し納得いただいて改善の方向で進む。

Q：現在の臭気を容認するとの姿勢ではないという理解で良いか？

A：悪臭防止法では濃度規制か臭気指数規制かのどちらかを選択することになっている。臭気指数規制を導入する。